

40 精神障害者やその家族が相談しあえる団体は

- 1 各市町村単位で精神障害者回復者クラブ等が設置されており（一部未設置市町村あり）、障害者本人が月に1回程度集い、社会復帰に向けた活動を行っています。
- 2 精神障害者家族の団体には、病院を単位にした病院家族会と市町村を単位にした地域家族会が組織されています。さらに、各家族会で構成する宮城県精神障がい者家族連合会（略称「宮家連」）が組織され、精神障害者とその家族の幸せを図ることを目的に、精神保健福祉の啓発等に努めています。

名称	活動内容	事務局
宮城県精神障がい者 家族連合会	家族会相互の連絡調整、家族会の育成、精神保健福祉講座の開催、知識の普及・啓発等を行っています。	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目7番4号 宮城県社会福祉会館2階 (社福) 宮城県社会福祉協議会内
(病院家族会)	詳しくは、各病院にお問い合わせ下さい。	詳しくは、各病院にお問い合わせ下さい。
(地域家族会)	主に市町村において組織されています。	詳しくは、各市町村担当課にお問い合わせ下さい。

3 その他

- (1) アルコール依存症患者の自助グループとして、各地域ごとに断酒会、アルコール依存症患者の匿名グループ、アルコール依存症者の家族の集いなどの各団体があります。
- (2) 神経症患者の自助グループとして「生活の発見会」の団体があります。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県保健福祉事務所
- ・ 県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・ 県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518
- ・ 仙台市障害者支援課（障害保健係） TEL 022-214-8165
- ・ 仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191